

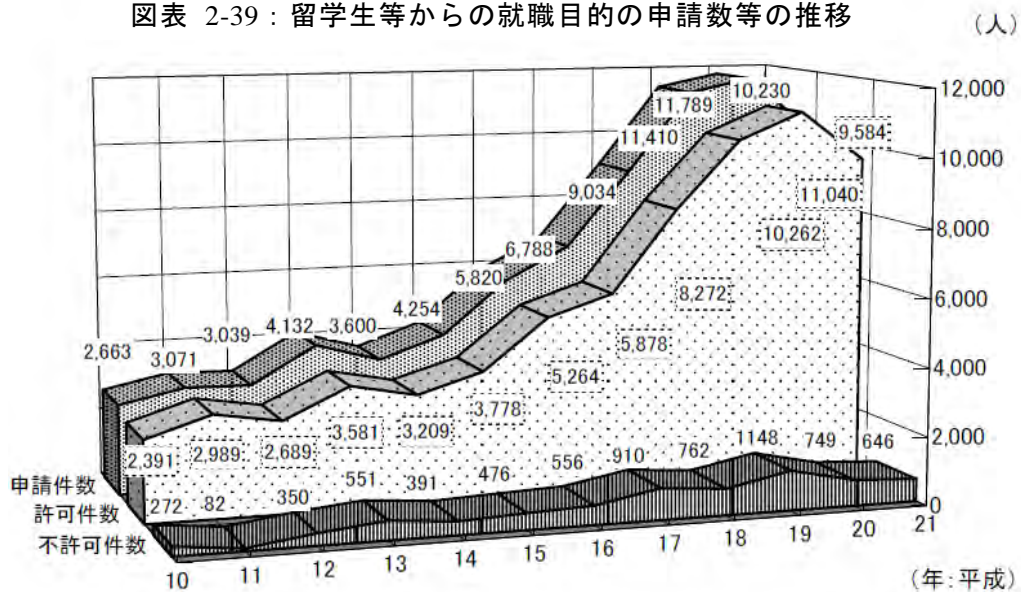
(3) 留学生等の日本企業等への就職

※ここでの図表の出所はすべて、法務省入国管理局「平成 21 年における留学生等の日本企業等への就職状況について」(平成 22 年 7 月)による。

① 留学生等の日本企業等への就職

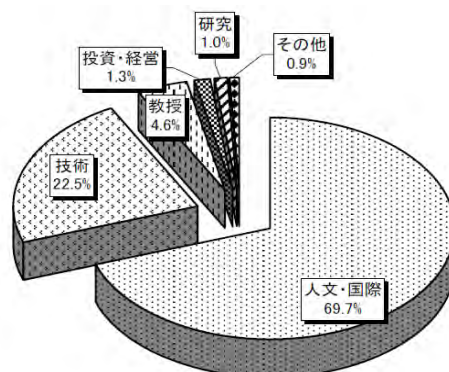
平成 21 年においては、「留学」及び「就学」の在留資格を有する外国人(以下「留学生等」という)が日本の企業等への就職を目的として在留資格変更許可申請を行ったのは 10,230 人で、このうち 9,584 人が許可されている。

図表 2-39 : 留学生等からの就職目的の申請数等の推移



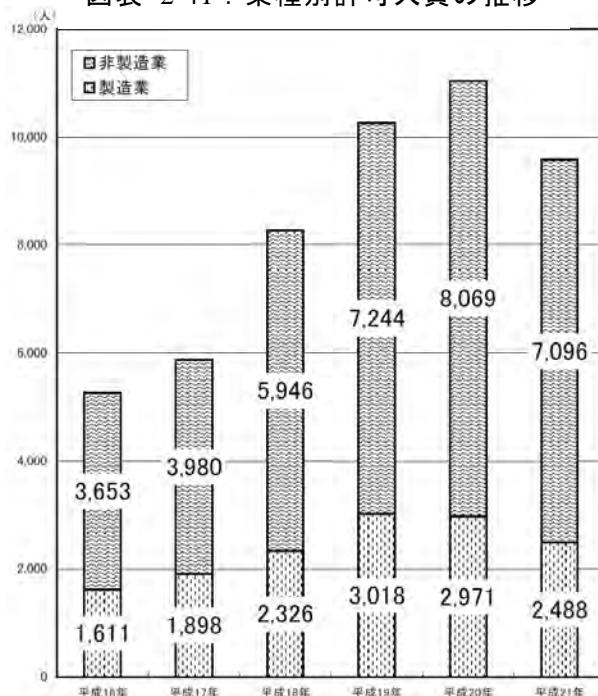
留学生等が日本企業へ就職する際には、在留資格を変更することとなっているが、その変更許可後の在留資格で見ると「人文知識・国際業務」が 69.7%、「技術」が 22.5%となっており、これらの 2 つの在留資格で全体の 92.2%を占めている。

図表 2-40 : 変更許可後の在留資格構成比



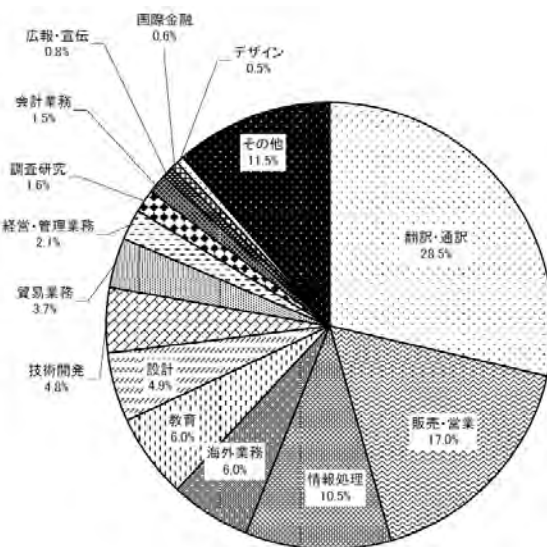
就職先の業種を見ると、平成 21 年では非製造業が 7,096 人、製造業が 2,488 人となっており、非製造業が製造業の約 3 倍となっている。

図表 2-41：業種別許可人員の推移



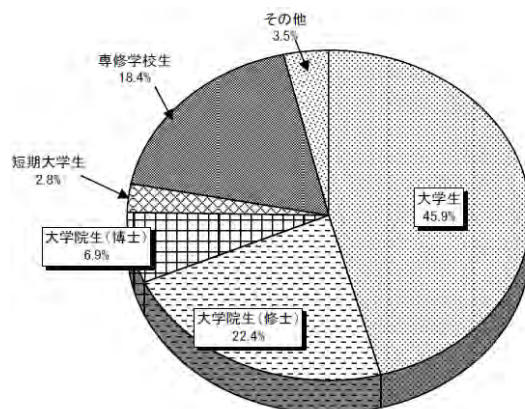
また、職務の内容としては、「翻訳・通訳」が 28.5%で最も多く、次いで「販売・営業」が 17.0%、「情報処理」が 10.5%、「海外業務」、「教育」が 6.0%の順となっている。なお、これらの 5 種の職務内容に従事する者で全体の約 7 割を占めている。

図表 2-42：職務内容別構成比



最終学歴別に見ると、「大学生」が 45.9%と最も多く、次いで「大学院生(修士)」が 22.4%となっている。

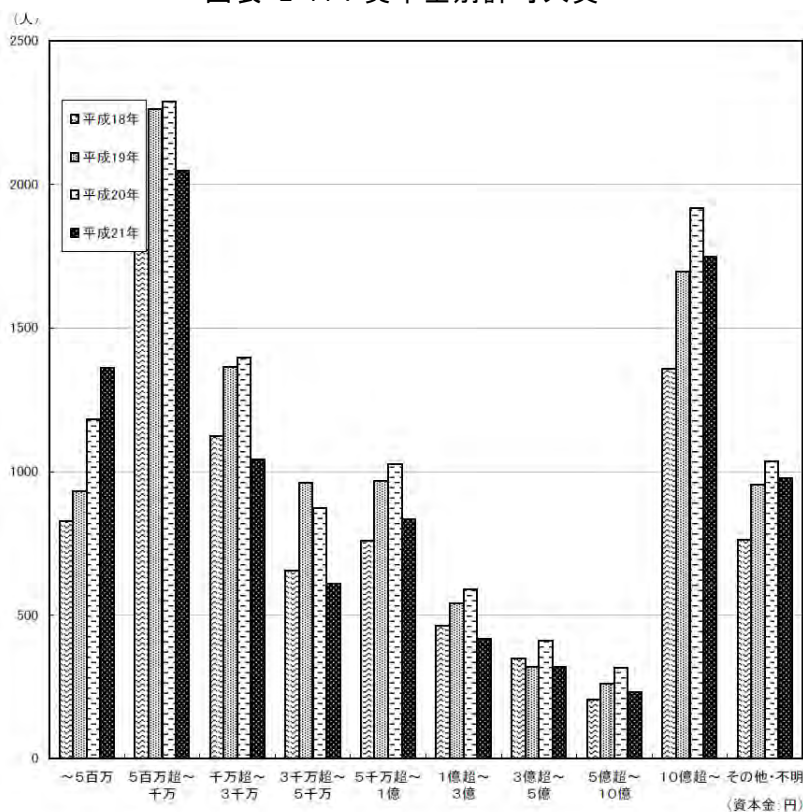
図表 2-43：最終学歴別構成比



② 留学生を雇用する企業の状況

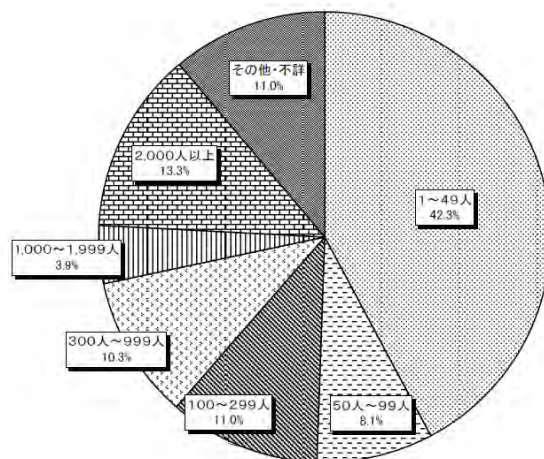
留学生を雇用した企業の規模について、在留資格変更許可の資本金別許可人数で見ると、「500万超～千万」が 2,048 人と最も多い。

図表 2-44：資本金別許可人員



就職先の従業員数で見ると、従業員数が「1～49人」の企業に就職した者が42.3%と最も多く、これを含め300人未満の企業に就職した者が全体の約6割を占めている。

図表 2-45：従業員数別許可人員の構成比



③ 就職先企業の所在地

留学生が就職する企業の所在地は、「東京都」が52.7%と最も多く、次いで「大阪府」が8.9%、「神奈川県」が6.5%となっている。

図表 2-46：就職先企業等の所在地別構成比

